

## 第20表 交通関係法令違反取締状況

(1) 違反別・態様別取締件数

違 反	件 数	構 成 比
<b>総 数</b>	<b>885,125</b>	<b>100.0 %</b>
無 免 許	1,120	0.1 %
酒 酔 い	27	0.0 %
酒 気 帯 び 0.25 mg/ℓ 以上	561	0.1 %
酒 気 帯 び 0.15 mg/ℓ 以上	291	0.0 %
速 度 超 過	79,030	8.9 %
横 断 歩 行 者 妨 害	14,731	1.7 %
一 時 不 停 止	137,392	15.5 %
右 左 折 方 法	12,556	1.4 %
信 号 無 視	122,583	13.8 %
通 行 区 分	2,357	0.3 %
指 定 通 行 区 分	64,151	7.2 %
進 路 変 更	94,151	10.6 %
指 定 横 断 等	30,565	3.5 %
通 行 帯	16,031	1.8 %
追 越 し	333	0.0 %
踏 切 不 停 止	10,627	1.2 %
通 行 禁 止	155,740	17.6 %
整 備 不 良	4,491	0.5 %
定 員 外 乗 車	169	0.0 %
大型自動二輪車等乗車方法	630	0.1 %
駐 停 車	49,032	5.5 %
積 載 物 重 量 制 限 超 過	1,736	0.2 %
携 帯 電 話	79,685	9.0 %
保 管 場 所 法	75	0.0 %
そ の 他	7,061	0.8 %

(2) 行政処分の基礎点数告知件数

違 反	件 数
<b>総 数</b>	<b>4,611</b>
シ ー ト ベ ル ト	4,429
ノ ー ヘ ル	182

(3) 放置違反金納付命令件数

違 反	件 数
放 置 違 反 金 納 付 命 令	352,014

注1 駐停車とは、違法駐車行為をした者が①当該行為により交通反則告知される。②当該事件について公訴を提起される。③家庭裁判所の審判に付される。等の場合をいう。

2 放置違反金納付命令とは、放置車両の使用者に対し、公安委員会が放置違反金の納付を命ずる処分をいう。

数値：交通執行課（駐停車、保管場所法及び放置違反金納付命令を除く。）、  
駐車対策課（駐停車、保管場所法及び放置違反金納付命令）